

21. 大学院授業科目等の受講案内

1 学部学生が大学院授業科目の受講を希望する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 受講を願い出ることができる者は、学士論文研究を許可された学部学生又は本学の大学院への入学が内定している学部学生で、学科長が推薦する者とする。
- (2) 学部在学中に受講できる授業科目数は、2授業科目以内とする。
- (3) 当該授業科目の試験等に合格した場合であっても、学部の単位としては認めない。ただし、大学院に入学し、当該授業科目が開講される際に改めて申告を行うとともに所定の書式を提出した場合には、大学院授業科目の単位として認めることができるものとする。

【注意事項】

大学院入学後、受講した科目が休講、科目廃止により開講されない場合は、大学院授業科目の単位として認められないので注意してください。

また、科目名称変更の場合、認められる可能性もありますので、教務担当窓口を確認してください。

2 学部及び大学院において同一授業科目（大学院学生及び学部学生に対し同時に授業を行う授業科目）を開講する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 開講することができる同一授業科目は、次の大学院の授業科目区分の授業科目のうち、学部学生にも履修させることが有意義であると認められる授業科目とする。
 - ①専攻専門科目
 - ②大学院広域科目
 - ③大学院総合科目
 - ④大学院文明科目
 - ⑤大学院留学生科目
- (2) 同一授業科目として開講する授業科目の学部における授業科目区分の取扱いについては、開講する授業科目ごとに定める。
- (3) 同一授業科目を開講する場合は、関係する専攻及び学科の合意を得た上で、関係する研究科及び学部の教授会の承認を得るものとする。なお、全学科目として開講する場合は、併せて関係する全学科目実施委員会及び全学科目教育協議会の承認を得るものとする。
- (4) 同一授業科目の履修を願い出ることができる者は、大学院学生及び学科に所属している学部学生とする。
- (5) 同一授業科目の成績及び試験等に合格した場合の単位は、履修時に在籍する課程のものとして取り扱う。なお、学部において同一授業科目の単位を付与された者は、当該同一授業科目を大学院において再度履修することはできない。